

## 平成28年12月 給与条例等改正概要

### ●【改正理由】

平成28年8月の人事院勧告により、国において、一般職の職員及び特別職の職員の給与改正が行われ、宇陀市においても国に準じた改正を行う。

### ●【概要】

#### 1. 特別職（議長、副議長、議員、市長、副市長、教育長）

期末手当の支給月数を100分の10月分引上げる。

（年間3.15月分⇒3.25月分）

改正による年間増額分 (円)

職	給料月額	増額分
議長	430,000	53,750
副議長	360,000	45,000
議員	330,000	41,250
市長	820,000	102,500
副市長	680,000	85,000
教育長	570,000	71,250

引上げる100分の10月分について、平成28年度分は平成28年12月支給分で、平成29年度以降は、6月支給分、12月支給分にそれぞれ100分の5月分ずつに分けて支給する。

#### 2. 一般職

##### ①月例給

国において、一般職試験採用職員の初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に4月に遡り改定（国：給料表平均改定率0.17%）し、宇陀市においても同様の措置を講ずる（宇陀市：給料表平均改定率0.12%）。

##### ②勤勉手当

勤勉手当100分の10月分を引上げる。

なお、引上げる勤勉手当の100分の10月分について、平成28年度分は平成28年12月支給分で、平成29年度以降は、6月支給分、12月支給分にそれぞれ100分の5月分ずつに分けて支給する。

（期末勤勉手当合わせて 4.2月分⇒4.3月分）

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
28年度	期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
	勤勉手当	0.80月 (支給済み)	0.90月 (現行0.80月)
29年度	期末手当	1.225月	1.375月
以降	勤勉手当	0.85月	0.85月

③扶養手当の経過措置 【施行期日 平成29年4月1日】

扶養手当の改正(経過措置)

区分	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度以降
	第1号 配偶者		13,000	10,000
第2号 子		6,500	8,000	10,000
	配偶者がいない場合で、そのうち1人について	11,000	10,000	—
第3号～第6号 父母等		6,500	6,500	6,500
	配偶者及び扶養親族たる子がない場合で、そのうち1人について	11,000	9,000	—

④人勧実施による人件費 (一般会計)

給料	1,440千円
期末手当 (特別職を含む)	618千円
勤勉手当	15,221千円
地域手当	74千円
共済負担金	2,969千円
退職手当負担金	559千円
合計	20,881千円

⑤宇陀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

【施行期日 平成29年1月1日】

介護休暇の改正

職員の家族が負傷・疾病・老齢等により、日常生活を営むのに支障がある者の介護を行うために、職員が勤務しないことが相当であると認められるときの介護休暇の取得について、これまで最長6か月の期間内で取得することとされていましたが、改正後は、6か月の期間を3回まで分割して、取得可能としたこと。

### 介護時間の新設

職員が家族の介護を行うため、連続する3年間の期間内において1日の勤務時間の一部（2時間以内）につき、勤務しないことが相当と認められる場合における休暇を新設。

※ 介護休暇及び介護時間とも、勤務しない1時間につき給与を減額。